

第3次ながおか男女共同参画基本計画 (困難な問題を抱える女性支援基本計画)

長岡市 (令和7年3月時点)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、第3次ながおか男女共同参画基本計画（本体計画）を改定する形で一体的に策定するため、改定部分のみを抜粋してまとめたものです。主な内容は以下のとおりです。

- ・第2章 長岡市の状況「6 困難な問題を抱える女性への支援」「7 困難な問題を抱える女性への支援に関するヒアリング及びアンケート調査」追加（P10～P17）
- ・4 関連法(5)困難な問題を抱える女性への支援に関する法律追加（P23～P26）
- ・その他下線部分を変更・追加

第1章 計画の概要

1 基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

長岡市では、平成13年3月、男女平等と共同参画をめざしたまちづくりを基本理念として、「ながおか男女共同参画基本計画」（以下、「1次基本計画」という。）を策定しました。

平成18年には、社会経済情勢の変化などを考慮し後期計画を策定、平成22年12月には、男女共同参画推進の基本理念と責務を明らかにした「長岡市男女共同参画社会基本条例」（以下、「条例」という。）を制定しました。

その後、1次基本計画の期間終了に伴い、平成24年3月に条例に基づいた「第2次ながおか男女共同参画基本計画」（以下、「2次基本計画」という。）を策定、平成29年3月には後期計画を策定しました。

令和4年3月には、計画の成果や課題、男女共同参画を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、条例に基づく「第3次ながおか男女共同参画基本計画」（以下、「3次基本計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）が施行されたことから、3次基本計画に反映し一部改定することとしました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、以下のとおり位置づけるものとします。

- ① 条例第10条に基づく基本計画であり、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する市町村の基本的な計画です。
- ② 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）第2条の3第3項に規定する市町村の基本的な計画である「配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画」と一体的に策定します。
- ③ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に規定する「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」と一体的に策定します。
- ④ 女性支援新法第8条第3項に規定する市町村の基本的な計画である「困難な問題を抱える女性への支援基本計画」と一体的に策定します。
- ⑤ 本市の総合計画である「長岡市総合計画」（以下、「総合計画」という。）の部門計画であり、「人権教育・啓発推進計画」、「長岡市子育て・育ち“あい”プラン」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「ながおかヘルシープラン21」、「長岡市自殺対策計画」などの関連する部門計画と整合性を図りながら推進します。
- ⑥ 国の第5次男女共同参画基本計画及び新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例、第3次新潟県男女共同参画計画を踏まえた上で、本市の特性を十分に考慮して策定します。

(3) 基本理念とめざすまちづくり

「長岡市男女共同参画社会基本条例」の第3条に基づき、下記の7項目を基本理念とします。

- ① 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること
- ② 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が尊重されること
- ③ 性別で役割を固定的に捉える意識を反映した制度や慣行が男女の社会活動における自由な選択の妨げにならないよう配慮されること
- ④ 男女が対等な構成員として社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること
- ⑤ 男女が互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する互いの意思が尊重され、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること
- ⑥ 男女が性別に関わりなく能力を高め、社会を支える人材となるよう配慮されること
- ⑦ 男女共同参画社会の形成は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協調の下に行われること

「めざすまちづくり」については、上記の基本理念に基づき、2次基本計画と同様に「男女平等と共同参画をめざしたまちづくり」を引き継ぎます。

(4) 計画の期間

令和4年4月から令和14年3月までの10年間とします。

計画の期間を前期5年間と後期5年間に分け、令和4年度から8年度までを前期計画、令和9年度から13年度までを後期計画とします。

このほか、令和6年4月に女性支援新法が施行されたことを受け、令和7年3月に一部改定を行い、「困難な問題を抱える女性への支援基本計画」を一体的に策定することとしました。

なお、計画の進捗状況や今後の社会経済情勢の変化、男女共同参画を取巻く環境の変化などを考慮し、必要に応じて見直しを行います。

(5) 計画の目標

この計画では、基本理念及び男女共同参画に関する本市の現状と課題を踏まえ、次の4つの基本目標を設定します。

2次基本計画からの変更点として、基本目標2は「あらゆる女性が自ら望む活躍を実現する」とし、様々な分野での女性の活躍に向けた事業を行います。そして2次基本計画の基本目標2であった「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及」は、3次基本計画の基本目標2のうちの主要施策として、引き続き取り組むこととしました。

3次基本計画の一部改定にあたり、基本目標3を「男女の人権を尊重し、誰もが

安心して暮らせる社会を実現する」とし、配偶者などからの暴力の防止と困難な問題を抱える女性への支援について一体的に取り組むこととしました。

- 基本目標 1 男女平等の実現に向けた社会環境を整備する
- 基本目標 2 あらゆる女性が自ら望む活躍を実現する
【女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画】
(基本目標 1 の一部 (主要施策(4)(5)(8)) 及び基本目標 2)
- 基本目標 3 男女の人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる社会を実現する
【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】
【困難な問題を抱える女性支援基本計画】
- 基本目標 4 男女共同参画の推進体制を充実する

2 策定の背景

(1) 国際的動向

日本の男女共同参画の取り組みは、国連を中心とした国際的な動きと連動して行われてきました。

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択されました。17 のゴールと 169 のターゲットによる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」が国際社会共通の目標として示され、その前文で「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することを目指す。」とし、ゴール 5 として「ジェンダーの平等の実現と女性・女児のエンパワーメント」が掲げられました。

令和 6 年（2024 年）10 月には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に基づき、女子差別撤廃委員会から日本の男女平等に向けた取り組みに対する総括所見が公表されました。

この総括所見の中で、法整備などによる取り組みを評価する一方、役割と責任についてのジェンダーに関する固定観念の解消をはじめ、ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）を含む女性に対する暴力への取組み、女性の政治参画を加速させるための取組み、職場での差別、ジェンダーバイアス、ハラスメントにつながる有害なジェンダー規範や社会規範への対応などを履行するよう勧告されました。

また、世界経済フォーラムが令和 6 年（2024 年）6 月に発表した「ジェンダー・ギャップ指数」では、日本は 146 か国中 118 位と著しく低く、特に経済分野（146 か国中 120 位）と政治分野（同 113 位）が低い結果となり、ジェンダー平等や女性活躍の取組において国際的に後れを取っている状況が明らかになりました。

※ジェンダー・・・「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

※持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（持続可能な開発目標：SDGs）・・・平成 27 年（2015 年）9 月に国連で採択された、平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標（Sustainable Development Goals : SDGs）を設定。ゴール 5 ではジェンダーの平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、全ての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。

(2)国の動向

国においては、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その能力と個性を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」を制定、翌年には同法に基づき「男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成17年（2005年）には改訂した「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定、平成22年（2010年）に「第3次男女共同参画基本計画」、平成27年（2015年）に「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。令和2年（2020年）12月に策定した「第5次男女共同参画基本計画」では、ジェンダー平等に係る多国間合意の着実な履行を目指した取組みとして以下の4つが示されました。この実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図るとしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

(3)新潟県の動向

平成13年3月、男女共同参画社会基本法に基づく「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」を策定し、平成14年「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を施行するとともに、新潟ユニゾンプラザ内に男女平等推進相談室を開設しました。

平成18年、条例に基づき、「新潟県男女共同参画基本計画（男女平等推進プラン）」を策定し、平成25年に第2次計画、平成29年に第3次計画、令和4年に第4次計画が策定されました。

また、平成18年には「配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」が策定され（令和3年に改定）、新潟県女性福祉相談所を中心として、関係機関と連携し被害者支援の施策が進められています。

平成19年には、ワーク・ライフ・バランス宣言を行い、仕事と生活の調和の取れた働き方ができる環境の整備、子育てや家族の介護をしながら働く人々を支援する職場づくりなどの取り組みも実施しています。

さらに、令和6年3月には女性支援新法に基づく基本計画の策定と「配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」の改定が一体的に行われ、「困難な問題を抱える女性支援及び配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画」が策定されました。

3 これまでの長岡市の取組み

男女共同参画の推進はあらゆる分野にわたることから、庁内に男女共同参画政策推進会議を設置し、副市長を議長として総合的な事業の推進に取り組んできました。平成 28 年に策定した総合計画では、男女共同参画の推進を施策の柱のひとつに位置付け、「男女を問わず全ての個人が互いにその人権を尊重し、権利も責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを推進し、男女共同参画社会の実現を目指す」ことを明記しました。

<主な取組みの成果>

(1)社会環境の整備

平成 13 年 10 月、男女共同参画施策の実施拠点として「男女平等推進センターウィルながおか」（以下、「ウィルながおか」という。）を開設しました。

ウィルながおかでは様々な悩みについての相談室を設置したほか、市民との協働による「ウィルながおかフォーラム」や講座の開催、情報誌「あぜりあ」の発行など、男女共同参画の意識啓発と学習機会の提供を行ってきました。

「夫は外で仕事、妻は家庭を守るべき」という性別で役割を固定的に捉える意識に否定的な考えの人の割合は、令和 3 年度の意識調査で 82.2%となり、2次基本計画の目標値を達成しました。これは全国調査の結果より高く、性別で役割を固定せずに個人の能力を十分に発揮していくべきという意識が高まっています。

また、政策・方針決定過程への女性の参画を推進するために、全庁的に審議会などへの女性登用に取り組んだ結果、女性の割合は平成 30 年度に初めて 30%を超え、令和 3 年度には 35.4%と、2次基本計画の目標値を達成しました。

しかし、意識調査の「社会全体の男女が平等であると思う人」の割合は 12.5%となり、目標であった 30%を大きく下回りました。なかでも、「政治や経済の場」、「社会通念やしきたり・慣習」については、8割以上の人々が「男性が優遇されている」と回答しており、さらに社会制度や慣行の見直しが求められています。

(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

ワーク・ライフ・バランスの普及を図るため、平成 29 年度に「ながおか働き方プラス応援プロジェクト」を立ち上げ、企業、労働者及び行政が協力し、意識啓発セミナーや市内企業の取り組み事例の紹介、働きやすい職場環境づくりを進めるための専門相談員の設置、無料のコンサルティング支援などを行い、登録企業数は 312 社（令和 7 年 1 月末） になりました。

また、新潟県のハッピー・パートナー登録企業制度の周知を併せた啓発を行い、登録企業は 166 社（令和 7 年 2 月末現在） となりました。

また、子育ての駅の整備や児童クラブの充実、多様な保育サービスの実施など子育て支援体制の整備・充実を進めました。

(3)DV防止と被害者支援の取り組み

平成 24 年にDV相談の専門窓口である「配偶者暴力相談支援センター」を開設し、相談から保護、自立まで切れ目のない支援を行う体制を整備しました。センターの運営にあたって、DV被害者支援を行うNPOや医師会、弁護士会、警察等の関係機関で構成する「長岡市DV防止ネットワーク」を通じた連携や、庁内関係課ともDV被害者支援に関する共通理解を深め、支援体制を構築しました。

その結果、市に寄せられたDV相談件数は、計画策定前（平成 23 年度）の 541 件から令和 2 年度は 1,170 件（令和 5 年度は 1,127 件）と大きく増加し、多くの被害者に相談支援を行っています。

また、高等学校や中学校に相談員が出向いて生徒向けにDVの意識啓発を行う「デートDV出前講座」を実施し、平成 24 年度から令和 5 年度までに延べ 9,761 人が受講しました。

(4)市の推進体制の充実

平成 23 年 8 月、条例に基づいて学識経験者、事業者、市民団体代表、公募に応じた市民などで構成する長岡市男女共同参画審議会を設置し、以来、計画の進捗状況について審議することで、着実な推進を図っています。

また、男女共同参画の推進は、あらゆる分野にわたることから、総合計画において構想実現のための共通の視点として位置づけ、庁内に男女共同参画政策推進会議を設置し、施策の総合的な企画、調整を行っています。

本体計画 P8「4 計画の体系」を以下のとおり変更

4 計画の体系

めざすまちづくり	基本目標	推進方向	主要施策
男女平等と共同参画をめざしたまちづくり	基本目標 1 男女平等の実現に向けた社会環境を整備する	1 男女平等の意識啓発 2 男女平等教育の推進 3 政策・方針、意思決定の場への女性の参画推進 4 男女の生涯を通じた健康支援	(1) 社会制度・慣行の見直しと意識啓発 (2) 学校などにおける男女平等教育の推進 (3) 審議会などへの女性の参画推進 (4) 企業・団体などにおける女性の参画推進 (5) 農林水産業の分野における女性の参画推進 (6) 防災活動への女性の参画推進 (7) 男女の生涯を通じた健康支援
	基本目標 2 あらゆる女性が自ら望む活躍を実現する	5 働く場における男女共同参画の推進 6 家庭における男女共同参画の推進 7 地域における男女共同参画の推進 8 多様な生き方への支援	(8) 多様な活躍につながる機会の提供と情報の発信 (9) ワーク・ライフ・バランスの推進と働きやすい職場環境づくり (10) 地域・社会活動における男女共同参画推進 (11) 子育て支援体制の整備・充実 (12) 介護支援体制の整備・充実
	基本目標 3 <u>男女の人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる社会を実現する</u>	9 配偶者などからの暴力の防止と被害者支援 【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】 10 <u>困難な問題を抱える女性への支援</u> <u>【困難な問題を抱える女性支援基本計画】</u>	(13) あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発【配】【困】 (14) 相談・保護体制の充実【配】【困】 (15) 自立のための支援の充実【配】【困】 (16) 関係機関や民間支援団体との連携強化【配】【困】 (17) <u>困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備【困】</u>
	基本目標 4 男女共同参画の推進体制を充実する	11 市民協働の確立	(18) 庁内推進体制の充実 (19) 市民との連携・協働 (20) 国・県などとの連携・協働

※ 網掛けは、【女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画】に関する事業

※ 【配】は、【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】に関する事業

※ 【困】は、【困難な問題を抱える女性支援基本計画】に関する事業

5 指標

基本目標	No.	成果指標	現状値 令和3年度	目標値 令和13年度
基本目標1 男女平等の 実現に向けた社会環境 を整備する	1	「社会全体の男女の地位が平等である と思う人」の割合を高める	12.5% 市民意識調査 〔P.16 図2-2〕	30%
	2	「政策方針決定への女性の参画」の 割合を高める	35.4% 人権・男女共同 参画課調査 〔P.17 図2-3〕	40%～ 60%
基本目標2 あらゆる女性 が自ら望む活躍を 実現する	3	「家庭内での家事・育児の分担が十分 でないと思う人」の割合を減らす	(女性) 79.9% (男性) 63.4% 市民意識調査 〔P.18 図3-1-1〕	各5%以上 減らす
	4	「女性自身が活躍を希望していない と思う人」の割合を減らす	(女性) 28.5% (男性) 35.6% 市民意識調査 〔P.18 図3-1-1〕	各5%以上 減らす
	5	「仕事と生活の調和（ワーク・ライ フ・バランス）を実現している人」 の割合を高める	7.7% 市民意識調査 〔P.20 図3-3〕	15%
基本目標3 <u>男女の人権 を尊重し、 誰もが安心 して暮らせ る社会を 実現する</u>	6	DV等の相談窓口としてウィルなが おかを知っている人の割合を高める	15.2% 市民意識調査 〔P.24 図4-4〕	30%

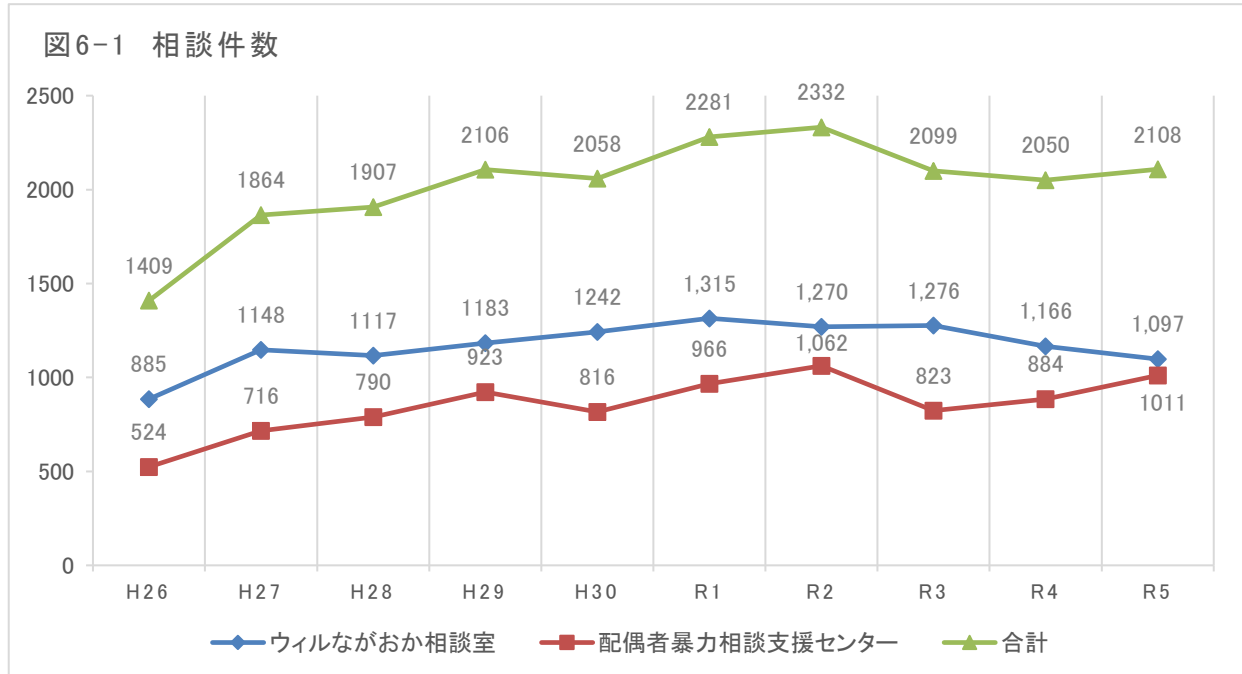
※ No.3・4は、第2次計画の指標「固定的な性別役割分担意識に否定的な人を増やす」について、令和3年度82.2%と高い割合で目標値を達成したため〔P.15 図2-1〕、基本目標2「あらゆる女性が自ら望む活躍を実現する」に対する新たな指標としました。

第2章 長岡市の状況

6 困難な問題を抱える女性への支援

(1) ウィルながおか相談室(一般相談)及び配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

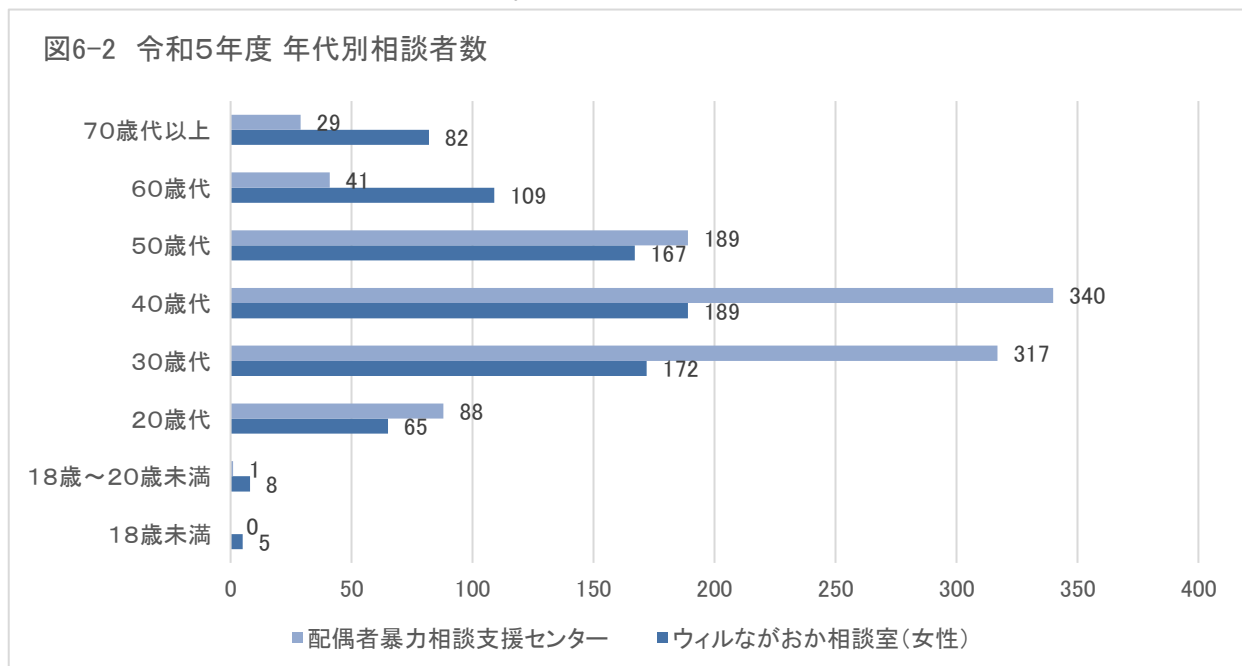
平成26年度から令和2年度にかけて増加傾向にありました。令和5年度にかけても大きな減少は見られず、高止まりの状態が続いています。



出典：人権・男女共同参画課調査

(2) ウィルながおか相談室及び配偶者暴力相談支援センターの年代別相談件数

令和5年度は、ウィルながおか相談室では40代がもっとも多いものの、30代から50代まで大きな差は見られません。配偶者暴力相談支援センターでは、30代・40代で全体の6割以上を占めています。



出典：人権・男女共同参画課調査

(3) ウィルながおか相談室(一般相談)及び配偶者暴力相談支援センターにおける相談内容

相談内容は夫婦関係・家族関係が多数を占めていますが、様々な要因が絡み合っ
て複雑・複合化しています。

図6-3-1 ウィルながおか相談室相談内容

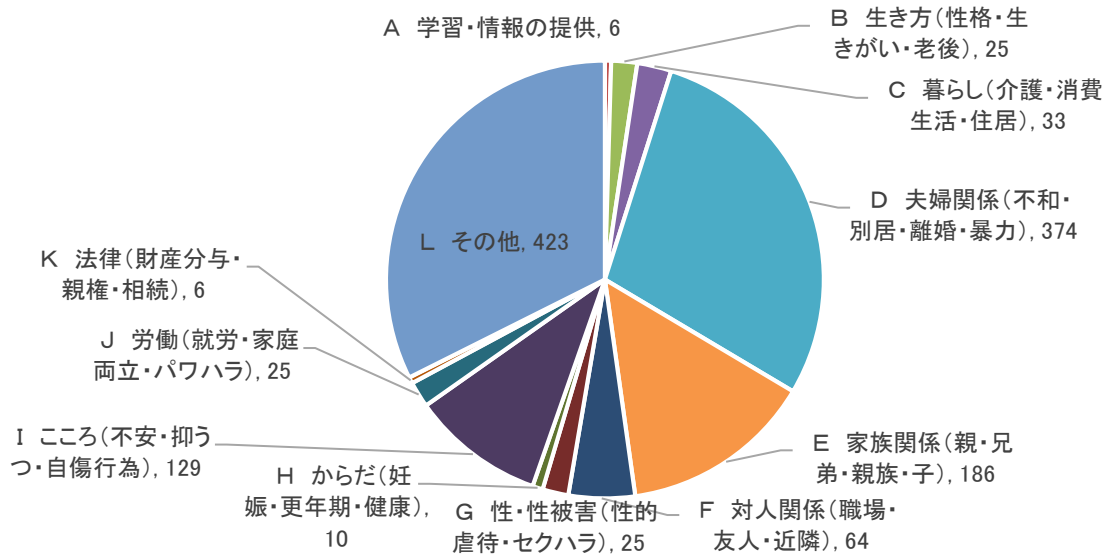
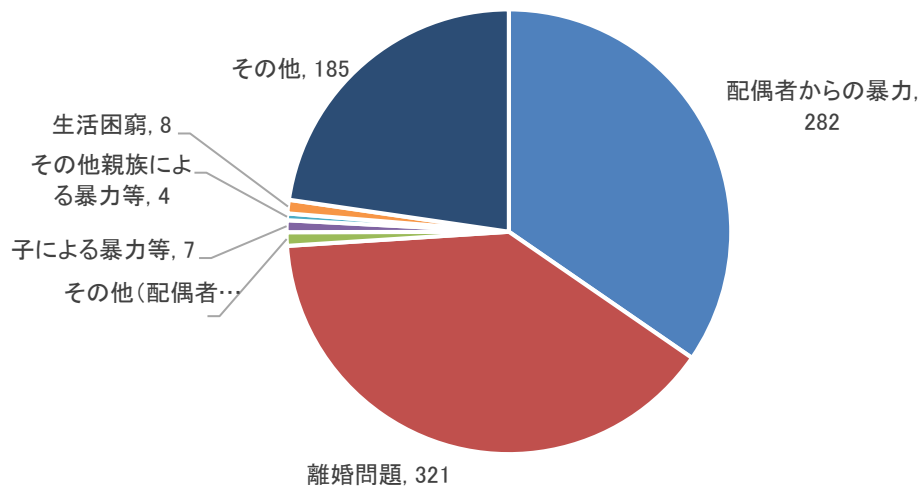


図6-3-2 配偶者暴力相談支援センター相談内容



出典：人権・男女共同参画課調査

(4) ウィルながおか相談室の相談支援員に対するヒアリングによる意見

- ・子育ての悩みをきっかけに相談機関を頼る方は多いが、問題の背景には夫婦の問題があつてつながるケースがあるため、連携は大切にしている。
- ・仕事や家庭生活の維持に課題が生じる場合、成育歴において家族関係の影響などから人との関わり方がうまく育まれていないことが多いと感じる。
- ・客観的には大きな困難を抱えていると思われる方が、その困難に慣れてしまい、相談せずにもっと悪い結果に至ってしまうケースがある。
- ・高齢者の相談が増えている実感がある。

7 困難な問題を抱える女性への支援に関するヒアリング及びアンケート調査

(1)ヒアリング調査

<実施概要>

- ① 実施期間 令和6年6月 27 日～7月 16 日
- ② 実施団体(実施順)
市内で困難な問題を抱える女性に対する支援を行う民間団体7団体
(市民活動団体、女性支援団体、子育て支援団体、経済支援団体等)

1 支援活動から見える現状と課題

【全体】

- ・虐待やDVとしてくり切れない様々な問題がある。
- ・つらい渦中にはなかなか話せない人が多いが、関係を保ちながら信頼関係を築くと、徐々に話してくれることがよくある。
- ・自分がDV被害に気付いていない人、自己肯定感が低く自分が悪いとってしまう人は相談につながりにくい。
- ・他人を頼れない、課題が表に出てこない人に対するアプローチが課題。
- ・依然として、考え方の底に男尊女卑、長幼の序列など、家父長的な価値観が生活習慣の中に横たわっていると感じる。

【DV】

- ・家族、夫婦（DV含む）の問題に関する相談が多い。
- ・DVの根底には、性別役割分担意識があると感じる。
- ・2人目の出産後にうつ状態になるなど、支援が必要となる場合が目立つ。
- ・夫の無理解、モラハラ、身体的DVなどで精神的に追い詰められると、悪いのは自分なのだと思われ洗脳されてしまうことがある。
- ・精神的に追いつめられたり、逆境的な環境、不適切な養育などによりトラウマを抱えている人が多い。

【親子・親族関係】

- ・親との関係が悪く、実家を頼れない又は頼りたくない若者が増加している。
- ・家族からの経済的搾取、性的虐待など、親が子世代を搾取する問題がある。
- ・子育て世帯は時間的・経済的に余裕がないことが多いが、実家には頼りたくないという人が増えている。

【子育て】

- ・子育てについては、SNSでつながった人に相談する人が増えている。
- ・子育てに悩みを抱える母親は多いが、自己肯定感が低く自分が悪いと思込み、

相談に至らないケースも多いため、何らかのサポートは必要。子どもの問題行動につながる場合もあると感じている。

- ・夫婦関係が悪いと子どもに矛先が向く傾向がある。
- ・ステップファミリー（血縁関係のない親子関係など）の関係性に課題があると感じることがある。

【高齢女性】

- ・70歳以上の独身女性で、今は元気でも先が不安な方が多い。体が悪くなってからの相談先はあるが、健康な人が不安を解消できる相談先が少ないと感じる。
- ・同じ境遇にある人同士は打ち解けやすいため、たとえば町内会単位のお茶飲み会のような場があると、外で活動するきっかけになっていいと思う。

【若年女性】

- ・若年女性の相談は生活の危機が切迫している。居所の確保の際に保証人がいないことが問題になる。
- ・若年者の支援は女性が多い。理由は不明だが、母との関係が悪く家を出たり、誰も頼れずに働いていて、疲れて精神疾患を患ったりしているケースがある。
- ・若年層とつながれる方法が課題。

【就労】

- ・就労が実現すれば自立へ近づくのだが、持病や精神的な問題、子どもの預け先などの課題を抱える人も多い。

【性暴力】

- ・性暴力は、DVに比べれば数としては上がってこないが、心の傷の回復には長い時間がかかる。

2 今後必要と考える取組や支援

【他機関との連携】

- ・自分たちだけでは支援はむずかしく、各関係機関との横のつながりは引き続き意識して取り組みたい。
- ・横のつながりによって、様々な課題が増えても支援策を共有できれば、解決策につながることもある。

【相談窓口の充実】

- ・予約制の窓口は相談しづらいため、ふらっと行ける相談場所があるといい。

【就労】

- ・就労に保証人が必要という社会の仕組みが変わるといい。本人の能力に問題はないのに身寄りがなく保証人がいないため就労できないケースがある。

- ・子育て中であっても、内職や短時間でも社会貢献したいと思っている母親は実は多いが、子供を預けられなかったり、その職がなかったりしてかなわない。

【相談支援員の待遇】

- ・相談支援員の位置づけが課題。待遇が見合ったものになれば、社会からの仕事に対する理解度が上がり、本人のモチベーションが変わる。

【子育て世代への支援】

- ・出産後の母親は多くの不安を抱えるため、産後ケアハウスのように子供を預かってくれたり、悩みを聞いてくれたり、様々な形で支援ができる場所は大事。

【その他】

- ・加害者側の更生支援があると、被害が減るのではないか。
- ・市営住宅に空きがある場合に、住居確保に使えるといいと思う。
- ・支援者自身のメンタルヘルスも大事と感じている。
- ・支援は自立支援であるべき。

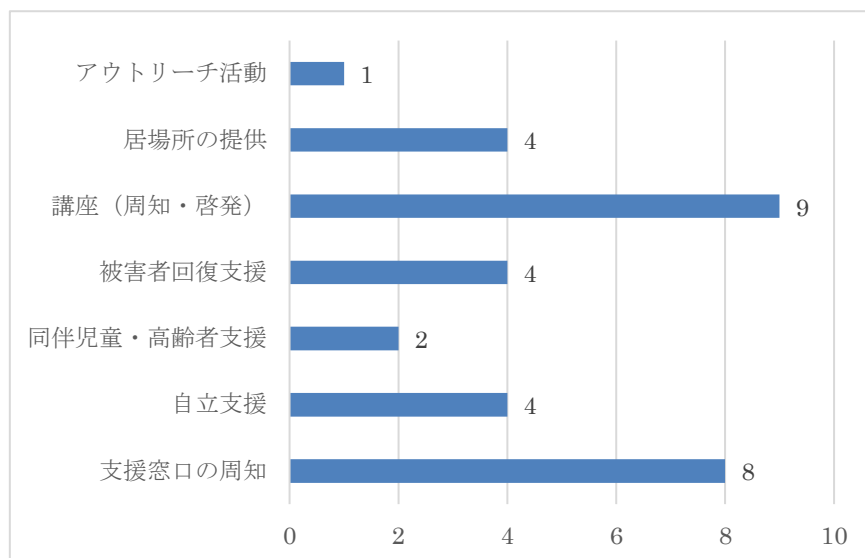
(2) アンケート調査

<実施概要>

- ① 実施期間 令和6年7月 11 日～7月 31 日
- ② 実施対象者
長岡市男女平等推進センター「ウィルながおか」に参加する市民ボランティア 16 名
(学習・研修委員、フォーラム実行委員、あぜりあ編集委員、個人パートナー)
及び登録団体(27 団体)
- ③ 回答数 20

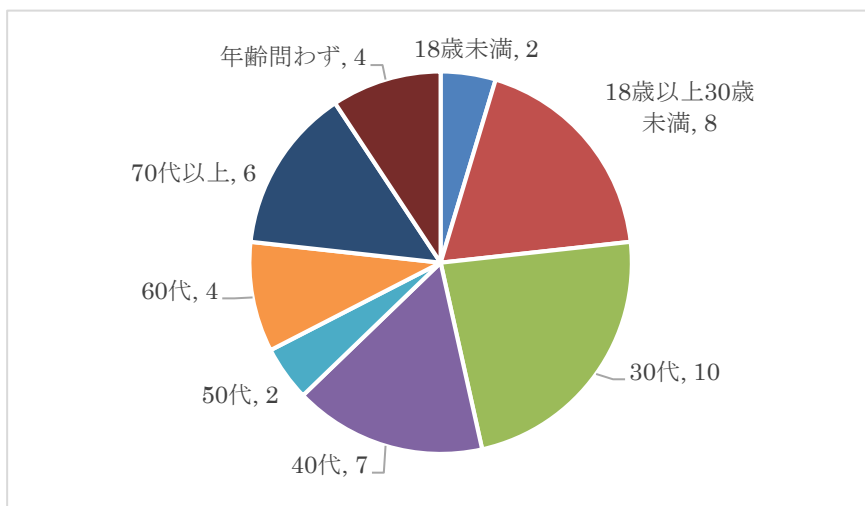
- 〔設問1〕
困難な問題を抱える女性と接する機会
- 1. 頻繁にある 2
 - 2. たびたびある 2
 - 3. たまにある 12
 - 4. ほとんどない 3
- (無回答 1)

- 〔設問2〕
現在、取り組んでいる
支援活動
(複数回答)



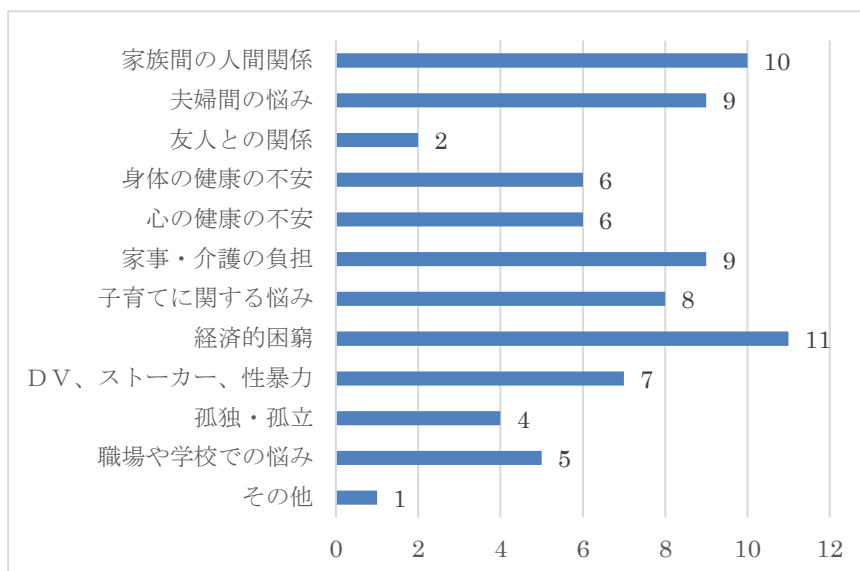
【その他】 緊急一時避難、ステップハウス、団体間の情報交換

- 〔設問3〕
困難な問題を抱える女性に、どの年代が多いと感じるか
(複数回答)



〔設問4〕

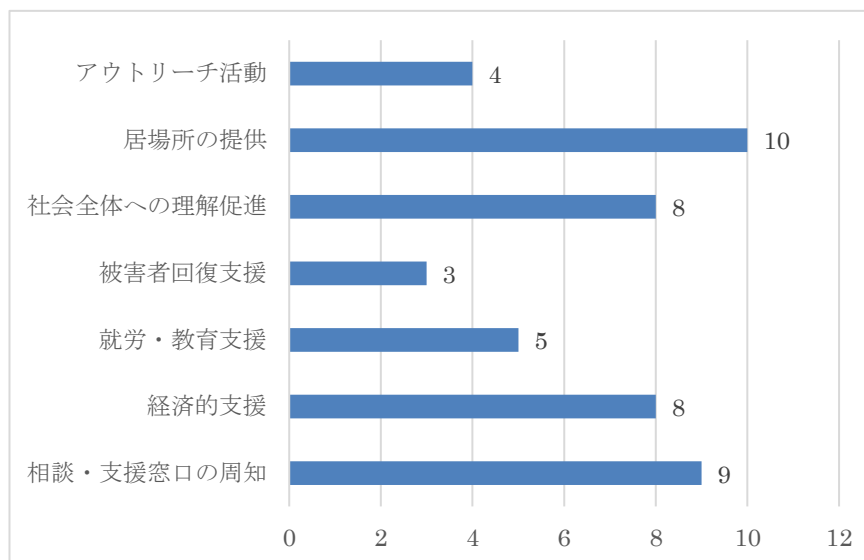
困難な問題を抱える女性に、どのような課題が多いと感じるか
(複数回答)



【その他】 経済的搾取、性虐待、精神的束縛

〔設問5〕

どのような支援が有効
と考えるか
(複数回答)



〔設問6〕どのような支援が必要か、その理由(主な意見)

【居場所の提供】

- ・ 居場所があることで、そこで話をするだけでも良いと思う。気楽に立ち寄れるところがあると良い。
- ・ 障害者などの施設利用者はそれなりに同じ悩みを打ち明けあう場も存在するが、それらを利用する機会のない独居の高齢者の居場所・受け皿が少ない。

【社会全体の理解促進】

- ・ 社会全体への理解が促進されれば、相談するハードルも下がり気軽に相談できる。まわりも相談を勧めてくれる。支援のあり方も多様になると思われる。

【就労・教育支援】

- ・ 中長期的には自分の力で生活する事ができるようになることが安心と自分への自信にもつながると思うので、就労支援は必要。

- ・1人の人として心身ともに自立していくためには、働くこと、知識という力をつけておくことが大事であり、世代間連鎖を越える力となる。

【経済的支援】

- ・交際しているパートナーが金銭的な面で苦勞していることが多く、各々に対応して補助金を出せる制度があると良いかもしれない。

【相談・支援窓口】

- ・話を聞いてもらえただけでも心が軽くなったりもするので、まずはその問題を吐露できる相手や場所が必要。そのうえで話の内容に合った相談ができるとよい。
- ・当事者が気づかない問題点を支援者が早期に発見することで問題解決につながる可能性がある。また、外部に相談するハードルは高いため、安心して話ができる居場所（子ども食堂や子育ての駅など）に気軽に話ができる人がいてくれると良い。

〔設問7〕相談窓口に相談しやすくするために必要なこと(主な意見)

- ・相談に行きたくても誰に相談して良いのか分からなかったり、こんな事相談して良いのかと躊躇したりもするので、具体的な相談例などを発信するのも良い。
- ・困難な状況にある人は相談に出向く余裕がない。または自分が相談の対象に該当すると判断できない。気づいた人が親身になって相談につなげる手助けをしなければならないと思う。
- ・問題を抱えていても、そのことを問題と認識していなかったり、そもそも相談したいという考えに辿り着いていなかったりする。相談への一歩を踏み出せない女性達に対して働きかけるのはとても難しいが、そういう女性にこそ支援が必要。
- ・相談できる曜日や時間、手段（メール、SNSなど）のサービスを拡充する。

〔設問8〕その他意見等(主な意見)

- ・行政では女性全体をみて、支援対象者をどこまで把握されているのでしょうか。行政と民間で情報の共有が足りないように思います。
- ・望まない妊娠を周りにも告げられずにいる女性をいかに保護するか。出産後、行き先のない女性をいかに支援するか。保健師と助産師が連携して長く寄り添うことはできないだろうか。産後しばらく滞在できる所があるのもいいと思う。
- ・「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定した目的・基本理念を大切にしてほしい。
- ・シングルマザーへの支援（家事代行、子の預かり、食事の提供、子どもの放課後の居場所）。
- ・相談を受ける側の人員や働くための体制を整える必要があると思う。夜間や土・日の窓口開設のあり方の検討や、平日でも相談・研修のためのお休みがとれるように、社会全体で考えていく必要があると思います。

第3章 施策の内容

基本目標3 男女の人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる社会を実現する

【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】

【困難な問題を抱える女性への支援基本計画】

1 現状と課題

DVは、重大な人権侵害であり、配偶者などからの暴力の被害者の多くが女性であるため、女性に対する暴力の根絶は男女共同参画社会を形成して行く上で、克服すべき重要な課題です。DVには、身体的暴力だけでなく、精神的暴力・経済的暴力・社会的暴力・性的暴力などが含まれ、親の暴力的な関係を子どもに見聞きさせることは、子どもへの虐待です。また、家庭や個人の問題として被害が表面に出にくい問題です。

国では、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加などを背景としたDVの増加、深刻化を懸念し、令和2年4月に、新たな相談窓口として「DV相談プラス」を開設しました。これまで見過ごされがちであった精神的、経済的暴力の潜在化を防ぐため、被害者が相談に繋がりやすい環境の整備と相談窓口のさらなる周知が必要だとしています。

市では、「配偶者暴力相談支援センター」やウィルながおか相談室などに寄せられるDVの相談件数が、年々増加しています。市民意識調査では90%を超える人がDVという言葉を知っており、DVを受けた経験があると答えた人は身体的暴力で約12人に1人、精神的暴力で7人に1人にのぼっています。〔P.22 図4-1～4-3〕

また、交際している相手から受ける暴力、いわゆるデートDVの防止など、中学生や高校生の若年層を対象とした未然防止のための啓発が課題となっています。

DV被害の相談内容は、年々多様化、広域化、複雑化しており、支援体制の構築のためには、周辺自治体をはじめ多くの機関や民間団体との連携が不可欠です。今後も、男女の人権が尊重されるよう相談体制の充実を図り、DV被害者に対し相談から一時保護、自立支援まできめ細やかな支援を行うとともに、あらゆる暴力の根絶に取り組む必要があります。

女性は、性暴力や性的虐待等の性的被害に遭遇しやすいこと、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存することのほか、不安定な就労等の社会的困難等に陥る恐れがあります。その背景には、性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見、経済的格差といった女性が置かれている状況に根差した構造的な問題が存在していると考えられます。

市のウィルながおか相談室及び配偶者暴力相談支援センターに寄せられる相談件数は、年度によって変動はあるものの、平成29年度以降は高止まりの状態が続き、相談者の年代は30代から50代が多数となっています。また、相談内容は、夫婦関係に関するものがもっとも多数ですが、子育てに伴う負担や経済的な悩みなど、家庭環境等による様々な不安が複合的に存在していることが伺えます。〔P.10～P.11 図6-1～6-3-2〕

民間団体等に対して行ったヒアリング及びアンケート調査では、配偶者や親子をはじめとする家族や親族間でのトラブルによる問題に悩んでいる女性が多いものの、本人が深刻さに気付いていない又はあえて気づくことを避けようとするなど、必要な支援を受けられていない人をどう支援していくかという課題が複数ありました。〔P. 12～P. 17〕

複雑化、多様化、複合化する女性を取り巻く様々な課題に対して包括的に対応するため、支援機関同士の連携をより充実させるとともに、性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消するための啓発の強化と支援を必要とする女性がよりつながりやすい相談支援機関の周知、自立までの中・長期支援に取り組む必要があります。

2 施策の方向性

【推進方向9】 配偶者などからの暴力の防止と被害者支援

DVは長年被害を受けていても、DVだと認識できずに苦しんでいる人が多く、さらに子どもを巻き込んでいる危険性が高いなど、深刻な社会問題となっています。

配偶者等からの暴力を防止するため、配偶者暴力相談支援センターを中心に長岡市DV防止ネットワークを構成する関係機関や民間支援団体などと連携してDV被害者が安心して相談できる体制を整備するとともに、被害者の立場や意見を尊重しながら、一時保護から自立まで切れ目のない支援を実施します。

また、DVの早期発見や予防のため、相談窓口の周知や若年層に対する意識啓発等、DV防止の取り組みをはじめ、あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みを推進します。

【推進方向10】 困難な問題を抱える女性への支援

困難な問題を抱える女性には、自己肯定感の低下により自分の責任にしてしまい、必要な支援に繋がりにくい傾向があります。その背景には、性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見といった構造的な問題があります。

これらの問題を解決するため、支援につながりやすい相談支援機関の周知及び早期発見できる体制づくりを進めるとともに、性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見の解消に取り組めます。

また、困難な問題を抱える女性に対しては、安全・安心に過ごせる環境での心身の健康回復、居場所づくり、就労・居住支援など、本人の意思に寄り添った中・長期の支援を進めます。

※R 7 困難な問題を抱える女性支援基本計画の付加にあたって

従前は、基本目標1の推進方向5として「貧困等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備」を設けていましたが、このたびの困難な問題を抱えた女性への支援基本計画と大きく関連することから、施策の内容を拡充させた上で【推進方向10】として位置付けることとしました。

3 施策の内容

主要施策	No.	事業名	内容	推進課
(13) あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発	52	<u>意識啓発の推進</u>	保育園から高校・大学まで各年代に合わせた健康講座やDV防止講座等の開催により、児童生徒・保護者・教職員に向けて自分を大切にする啓発活動を行います。また、 <u>加害者自身に自らの行為をDVと気づいてもらうため、様々な機会を通して働きかけを行います。</u>	人権・男女共同参画課
	53	外国人、障害者、高齢者に配慮した相談窓口の周知	被害者が国籍や障害の有無等を問わず相談ができるよう、より分かりやすい相談窓口の周知方法について検討します。	国際交流課 福祉課 長寿はつらつ課
	54	学校における性暴力やセクシュアル・ハラスメントの防止	児童生徒に対する性暴力やセクシュアル・ハラスメント防止に向けて、教職員に対する意識啓発活動に取り組みます。	学校教育課
	55	相談窓口の周知と情報発信の強化	チラシ・カード・ポスターのほかSNS等を活用し、高齢者や子育て世代、若年世代にも、幅広い年齢層に届くよう各支援機関が連携し、それぞれの特色を生かして広く情報を発信します。 代表的な相談事例や支援内容の紹介、Q&A方式による説明など、相談しやすくなる情報提供を行います。	人権・男女共同参画課
(14) 相談・保護体制の充実	56	安全・安心な相談窓口の体制整備	相談支援員が、ウィルながおか相談室及び支所地域の出前相談会場において相談対応を行います。 相談件数の増加や相談内容の広域化、複雑化に対応した相談体制の強化や相談支援員の資質向上を図ります。	人権・男女共同参画課
	57	児童生徒の被害相談への対応・支援	学校における教職員からの性暴力やセクシュアル・ハラスメント被害が発生した場合には、「子どもサポートコール」「子ども・青少年相談センター」において関係機関と連携して対応を行います。	学校教育課
	58	職場におけるハラスメント相談への対応	職場におけるセクハラ・パワハラ等の被害や、人権侵害などについての相談対応を行います。	人権・男女共同参画課
	59	相談従事者の研修の充実	相談支援員のための講座・研修会などへの参加や、スーパーバイザーによるケース検討会の実施により、相談従事者のスキルアップや相談支援員に対するケアを図ります。	人権・男女共同参画課

主要 施策	No.	事業名	内容	推進課
(14) 相談・保護体制の充実	60	配偶者暴力相談支援センターの運営	DV被害者支援を行うNPOとの協働でDV被害者及び同伴の子どもなどの相談対応、一時保護や心理カウンセリングの実施、自立支援に関する情報提供の支援及び関係機関とのコーディネートなどの中心的役割を行います。	人権・男女共同 参画課
	61	関係機関と連携した相談の実施	外国籍のDV被害者に対する通訳支援や、高齢者虐待関係機関、障害者基幹相談支援センター、要保護児童対策地域協議会と連携した相談対応など、様々な配慮を必要とする被害者に対し関係機関と連携し適切に対応します。 また、それぞれの機関で相談に携わる職員がDVや虐待について理解を深めるよう啓発を行います。	国際交流課 長寿はつらつ課 福祉課 子ども・子育て課
	62	こころの悩みに関する相談と啓発の実施	こころの悩みや不調のある人を対象に相談会を開催します。 また、メンタルヘルスや人間関係等をテーマにした講演会を実施し、こころの健康に関する啓発を行います。	健康増進課
	63	必要な支援につながる働きかけの実施	支援が必要な状況にあるにも関わらず、相談窓口へ行くことができずに支援を受けられていない方に対して、子育ての駅をはじめ他の関係機関と連携して相談支援へつながるための働きかけを行います。	人権・男女共同 参画課 子ども・子育て 課
(15) 自立のための支援の充実	64	自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金【女性活躍】	ひとり親家庭の方々の安定就労に資する資格の取得等を促進するため。受講費の助成や受講期間中の生活費を支給する、自立支援教育訓練給付金支給事業・高等職業訓練促進給付金支給事業を行います。	生活支援課
	65	母子・父子自立支援プログラム策定事業【女性活躍】	母子・父子自立支援員を設置し、申請のあったひとり親に対し、自立支援プログラムを策定し、資格取得や就労などによる経済的自立の促進を図ります。	生活支援課
	66	DV被害者の心身の健康回復支援	DV被害者やその子どもの心身の健康を回復するため、DV被害者支援を行うNPOと連携し、カウンセリングや母子同時並行プログラムを実施します。	人権・男女共同 参画課

主要 施策	No.	事業名	内容	推進課
(15) 自立のための支援の充実	67	自立へ向けた生活再建への支援	困難な問題により心身ともに疲弊した方に対して、回復を図りながら安心して過ごせる場所を提供し、自立した生活を送るための様々な支援や、就労・住居探しなどの同行支援等、中・長期での伴走型支援を行います。	人権・男女共同参画課
	68	不安を抱える女性の居場所づくり	困難な問題を抱えている方や、孤独・孤立を感じている方々が集まることができる場を設け、参加者同士の交流を通じて、生きがいづくりや心の回復を図ります。	人権・男女共同参画課 健康増進課
(16) 関係機関や民間支援団体との連携強化	69	関係機関・民間支援団体との連携・協力体制の強化	DV被害者支援を行うNPOと連携しDV被害者支援体制を充実するとともに、長岡市DV防止ネットワーク連絡会議での連携を強化し、周辺自治体を含む関係機関同士の顔の見える関係の中で、相談者に対して速やかで適切な対応を行います。 また、性暴力被害者支援センター等の関係機関と連携し、性暴力等の被害者の相談・支援体制の充実に努めます。	人権・男女共同参画課
	70	DV防止計画推進のための体制づくり	庁内DV被害者支援連絡会議を設置し、DVに対する共通理解を図り、スムーズな連携体制を確立します。	人権・男女共同参画課
	71	支援調整会議による連携体制の強化	多様化、複合化する女性が抱える課題に対して適切な支援を行うため、市町村、関係機関、民間団体が参加する支援調整会議を開催し、連携体制を構築します。	人権・男女共同参画課
(17) 環境の整備 困難を抱えた人々が安心して暮らせる	72	生活困窮者自立相談支援事業【女性活躍】	自立相談支援機関において、多様な問題を抱える生活困窮者に対し、課題の把握と相談援助を行い、関係機関と連携して問題解決に向けた支援を図ります。	生活支援課
	73	生活困窮者学習支援事業【女性活躍】	生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、委託事業所において学習の機会を提供し、貧困連鎖の防止を図ります。	生活支援課
	74	一時生活支援事業	住居を持たない生活困窮者に対し、一定期間内、衣食住を提供することにより、自立相談支援事業と一体で自立を支援します。	生活支援課

4 関連法

(5) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (令和四年五月二十五日) (法律第五十二条)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律をここに公布する。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条一第六条)
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(第七条・第八条)
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等(第九条一第十五条)
- 第四章 雑則(第十六条一第二十二條)
- 第五章 罰則(第二十三条)
- 附 則
- 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念ののっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関

する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等
(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条におい

て「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。
(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(令四法六六(令四法五二)・一部改正)

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚

生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。
(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己^がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。
(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、そ

の心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。
(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。
(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日
(児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日=令和四年六月一五日)

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日
(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日=令和四年六月一七日)

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。
(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。
(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日
(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄
(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(施行日=令和七年六月一日)

一 第五百九条の規定 公布の日